

改正

平成19年3月30日規程第28号
平成20年4月1日規程第14号
平成22年3月19日規程第4号
平成24年3月30日規程第14号
平成26年3月31日規程第4号
平成28年8月8日規程第25号

那須烏山市入札事務取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 工事の執行伺等（第3条—第5条）
- 第3章 入札の執行伺等（第6条—第11条）
- 第4章 入札の執行（第12条—第19条）
- 第5章 開札（第20条—第24条）
- 第6章 契約の締結等（第25条—第28条）
- 第7章 雑則（第29条—第34条）

附則

第1章 総則

追加〔平成24年規程14号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、一般競争入札又は指名競争入札を執行する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規程14号・28年25号〕

（入札の執行者等）

第2条 一般競争入札又は指名競争入札の執行者は、副市長とする。ただし、副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理するものとする。

2 総務課長及び総務課に属する入札事務の担当職員は、副市長の行う入札の執行を補助するものとする。

全部改正〔平成24年規程14号〕

第2章 工事の執行伺等

追加〔平成24年規程14号〕

（工事の執行伺）

第3条 課長等（本庁の課長及び議会事務局長並びに出先機関の長をいう。以下同じ。）は、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該契約の目的、内容、設計額又は予算額、予定価格等について工事の執行伺により所定の決裁を受けて執行しなければならない。

2 前項の工事の執行伺には、設計書、図面、仕様書その他契約に係る工事の施行、業務の執行等に必要書類を添付しなければならない。

3 課長等は、第1項の規定により決裁を受ける場合においては、総務課長の合議を経なければならない。

ない。

追加〔平成24年規程14号〕

(指名業者の選定)

第4条 課長等は、指名競争入札に付そうとするときは、那須烏山市建設工事等指名業者選定規程（平成24年那須烏山市規程第13号）の定めるところにより指名業者の選定を行うものとする。

2 課長等は、指名競争入札に付する場合において、前項の規定により指名業者を選定したときは、指名業者選定調書（別記様式第1号）を作成し、前条第1項の工事の執行伺に添付するものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(選考委員会での審議)

第5条 課長等は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、入札の方法、指名業者の選定等について、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年那須烏山市規程第26号）に基づく建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経なければならない。

2 課長等は、前項の規定により選考委員会の審議を受けようとするときは、選考委員会開催日の3日前までに、前条第2項の指名業者選定調書その他参考となる資料を総務課長に提出しなければならない。

追加〔平成24年規程14号〕

第3章 入札の執行伺

追加〔平成24年規程14号〕

(入札の執行伺)

第6条 総務課長は、選考委員会における審議の結果、入札の方法、指名業者の選定等が適当であると認められたときは、入札の執行伺により所定の決裁を受けなければならない。

全部改正〔平成24年規程14号〕

(入札の公告又は指名の通知)

第7条 総務課長は、入札の方法、指名業者の選定等が決定したときは、一般競争入札に付する場合においては入札の公告をし、指名競争入札に付する場合においては指名競争入札執行通知書（別記様式第2号）により指名業者に通知するものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(設計図書等の縦覧等)

第8条 総務課長は、入札の公告又は指名の通知をしたときは、図面、仕様書その他見積りに必要な参考資料等を縦覧に供するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができる。

追加〔平成24年規程14号〕、一部改正〔平成26年規程4号〕

(予定価格の設定等)

第9条 総務課長は、予定価格が設定されたときは、予定価格調書（別記様式第3号）を作成し、これを封書にして開札の際これを開札の場所に置くものとする。ただし、予定価格を事前に公表するときは、この限りでない。

2 総務課長は、入札に付する案件に応じ、低入札調査基準価格又は最低制限価格が設定されたときは、前項の予定価格調書に当該低入札調査基準価格又は最低制限価格を併せて記載するものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札の準備等)

第10条 総務課長は、入札に先立ち、封書にした予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備するものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札上の注意事項の掲示)

第11条 入札室内には、入札上の注意事項（別記様式第4号）を入札者の見やすい場所に掲示するものとする。

一部改正〔平成24年規程14号〕

第4章 入札の執行

追加〔平成24年規程14号〕

(入札執行の公開)

第12条 副市長は、適正な入札の執行が阻害されるおそれがない場合において特に必要があると認めるときは、入札の執行を公開することができる。

- 2 前項の規定により入札の執行を公開する場合において、その傍聴を希望する者は、受付簿に必要な事項を記入し、傍聴の許可を受けなければならない。
- 3 傍聴者は、適正な入札の執行の妨げとなる行為を行ってはならない。
- 4 副市長は、適正な入札の執行の妨げとなる行為がある認めるときは、当該傍聴者に退室を命ずることができる。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札の順序)

第13条 入札の順序は、原則として入札の執行伺における工事箇所順位によるものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札室への入室及び入札参加業者の確認)

第14条 総務課長は、入札期日において定刻になったときは、入札参加業者を順次入室させるものとし、入札に付する案件名及び入札参加業者名を読み上げ確認を行うものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札の宣言)

第15条 副市長は、入札を執行しようとするときは、入札に付する案件名を告げ、入札の執行を宣言するものとする。

- 2 前項の場合において、議会の議決を必要とする契約にあつては、落札決定後に仮契約書により仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約とみなし、改めて契約の締結はしない旨を宣言するものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札書の提出)

第16条 入札者は、入札しようとするときは、入札書（別記様式第5号）に必要事項を記載し、記名押印の上封書にして入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札書には、消費税に係る課税事業者にあるか免税事業者であるかを問わず、記載する金額は、見積もった契約希望金額からその額における消費税及び地方消費税の額に相当する額（その額に1円未満の端数金額が生じたときは、これを切り捨てた額）（以下「消費税相当額」という。）を除いた額を記載しなければならない。

追加〔平成24年規程14号〕、一部改正〔平成26年規程4号〕

(入札の代理)

第17条 前条の規定による入札書の提出を代理人により行わせようとするときは、入札の執行前に当該代理人をして委任状を提出させなければならない。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札の辞退)

第18条 入札者は、入札を辞退するときは、入札の執行前にあつては入札辞退届（別記様式第6号）を、入札の執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することによりその旨を申し出るものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

(入札者が1者の場合の取扱い)

第19条 一般競争入札を執行する場合において、入札参加者が1者のときは、原則として当該入札を執行するものとする。

2 指名競争入札を執行する場合において、1者を除く他の全ての指名業者が当該入札を辞退したときは、原則として当該入札を中止するものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

第5章 開札

追加〔平成24年規程14号〕

(開札)

第20条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行わなければならない。

2 副市長は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 副市長は、補助者をして開札することを告げ、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

4 副市長は、開封した入札書を入札価格順に整理し、直ちに封書にした予定価格調書を開封して入札価格との対比を行わなければならない。

一部改正〔平成24年規程14号〕

(落札者の決定)

第21条 副市長は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格又は低入札調査基準価格を設定されている場合にあつては当該価格以上の価格をもって入札した者を落札者とし、その場で補助者をして落札金額及び落札者の商号又は氏名を朗読させ、落札者を決定するものとする。ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者があつたときは、落札者の決定を保留し、落札者を後日において決定し、結果について通知する旨を告げて、入札を終了するものとする。

2 前項の落札金額の決定に当たっては、入札書に記載された金額にその額に対する消費税相当額を加えた額をもって、落札金額とする。

3 第1項ただし書の場合においては、速やかに選考委員会を開催し、那須烏山市建設工事低入札価格調査制度実施規程（平成17年那須烏山市規程第22号）に基づき最低価格入札者と契約するか否かを審査し落札者を決定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、一般競争入札を事後審査型により執行する場合の落札者の決定に係

る取扱いについては、那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札実施規程（平成24年那須烏山市規程第15号）の定めるところによるものとする。

一部改正〔平成24年規程14号・26年4号〕

（くじによる落札者の決定）

第22条 副市長は、開札した結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定により当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 副市長は、前項の規定によりくじを引かせて落札者を定めるときは、当該入札者に対し、最初に落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせた後、その順序により落札者を決定するくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

3 副市長は、くじによって落札者を決定したときは、くじを引いた者全員にくじの結果を示さなければならない。

全部改正〔平成24年規程14号〕

（落札結果の通知）

第23条 総務課長は、落札者が決定したときは、落札通知書（別記様式第7号）により落札者に通知するものとする。ただし、落札金額が工事にあつては500万円未満、業務の委託にあつては100万円未満である案件については、口頭により行うことができる。

全部改正〔平成24年規程14号〕

（入札結果の報告）

第24条 総務課長は、入札が終了したときは、速やかに入札状況調書（別記様式第8号）を作成し、市長に報告するものとする。

追加〔平成24年規程14号〕

第6章 契約の締結等

追加〔平成24年規程14号〕

（契約の締結）

第25条 課長等は、落札者から記名押印された契約書の案の提出を受けたときは、当該提出のあった契約書の案を添付し、契約の締結伺により所定の決裁を受けて当該契約書の取交しを行わなければならない。

追加〔平成24年規程14号〕

（契約結果調書の提出）

第26条 課長等は、契約を締結したときは、契約結果調書（別記様式第9号）を総務課長に提出しなければならない。

追加〔平成24年規程14号〕

（契約を変更した場合の契約変更調書の提出）

第27条 課長等は、契約を締結した後に当該契約について契約金額の変更を伴う変更をしたときは、変更契約調書（別記様式第10号）を総務課長に提出しなければならない。

追加〔平成24年規程14号〕

（入札経過等の公表）

第28条 総務課長は、一般競争入札を行った場合の入札の公告、指名競争入札を行った場合の指名業

者選定調書及び指名の通知、入札の経過及び結果に係る入札状況調書、前2条の規定により提出のあった契約結果調書及び変更契約調書その他の入札及び契約の過程に関する書類については、別に定めるところにより閲覧により公表するものとする。

一部改正〔平成20年規程14号・24年14号〕

第7章 雑則

追加〔平成24年規程14号〕

(法令等遵守の指導)

第29条 市長は、入札に参加しようとする業者に対しては、機会あるごとに法令等の遵守を指導し、その徹底を図るものとする。

一部改正〔平成24年規程14号〕

(業務委託の取扱い)

第30条 市長は、設計業務を委託する場合にあっては、その委託業務上知り得た秘密の守秘義務を徹底させるとともに、設計業務の委託業者から関連会社を報告させ、当該受託者と資本、人事面等において関連する建設業者を指名から排除するものとする。

一部改正〔平成24年規程14号〕

(秘密文書管理の徹底)

第31条 入札に係る秘密文書(情報も含む。)を取り扱う職員は、その保管管理の徹底を図るとともに、その秘密を厳守しなければならない。

一部改正〔平成24年規程14号〕

(法令違反者等の処分)

第32条 市長は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行った者に対しては、関係法令等の規定により厳正に処分するものとする。

一部改正〔平成24年規程14号〕

(業者の出入り制限)

第33条 建設工事請負業者等の工事執行関係課等への出入りについては、業務上の連絡、発注後の打合せ等緊急かつ重要な要件がない限り、努めて自粛するよう指導強化を図るものとする。

2 課長等は、事務室の出入口に名刺受けを設置し、建設工事請負業者等の出入りの制限に努めるものとする。

一部改正〔平成24年規程14号〕

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成24年規程14号〕

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の南那須町入札事務処理要綱(昭和58年南那須町訓令第3号)又は烏山町入札事務処理要綱(昭和57年烏山町訓令第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規程第28号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第14号抄）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第14号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程第4号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月8日規程第25号抄）
（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。